

いばらきヘルスロードのぼり等貸出要項

1 趣旨

いばらきヘルスロードのさらなる推進を図るため、ウォーキング教室やイベント等での使用を目的に、のぼり等の貸出について必要な事項を定める。

2 貸出内容

(1)貸出物品一覧

のぼり	40 枚
ポール	10 本
スタンド（注水式）	10 台

※1 団体に貸出可能な数は最大 10 セットです。

※のぼり単独での貸出も可。ポール、スタンドのみの貸出は行っておりません。

(2)貸出料は無料です。

3 対象

県内の保健所，市町村，ウォーキング団体，その他健康ボランティア団体等

4 貸出期間

貸出日・返却日を含めて 3 週間以内

※上記以外につきましては，ご相談ください。

5 申込手順

(1)事前に電話等で予約をお願いします。

(2)貸出予定日の 5 日前までに，別紙申込書と必要書類（実施計画書等）を添付し，**FAX** または郵送等によりご提出ください。

※貸出期間が重複した場合は，申し込みの先着順とします。

6 貸出・返却

(1)健康プラザの開館時間（月～金，8：30～17：00）

※土日祝祭日を除く。

(2)貸出及び返却については，健康づくり情報部（健康プラザ 3 階事務室）で行います。郵送での貸出はできません。

7 留意事項

- (1)のぼり等の複製，または第三者に譲渡・転貸することは固く禁止します。
- (2)火気及び危険物の近辺で使用しない等，安全に配慮し使用してください。
- (3)借用期間中に損傷・紛失があった場合は，直ちに健康プラザに連絡し，借用者の責任と負担において弁償してください。
- (4)貸出期間を厳守し，期間満了後は遅滞なく返却してください。
- (5)汚れた場合は，返却の際にお申し出ください。
※手洗いや洗濯機の使用は，色落ちや型崩れの原因となるため，行わないでください。
- (6)借用者がこの要項の規定に違反したときは，貸出を取り消します。借用者は直ちに返却に応じてください。
- (7)のぼり等の使用により，借用者が被った損害または借用者が第三者に与えた損害に対しては，健康プラザは一切の責任を負いません。

8 問合せ先

茨城県立健康プラザ 健康づくり情報部

〒310-0852 水戸市笠原町 993-2

TEL:029-243-4215 (直通) FAX:029-244-4852

9 その他

本要項に定めない事項については，借用者と健康プラザの協議により決定するものとする。

付則

この要項は，平成22年11月2日から施行する。

付則

この要項は，平成30年12月14日から施行する。

別紙

年 月 日

いばらきヘルスロードのぼり等貸出申込書

借用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	
使用目的		
借用するもの	のぼり	枚
	ポール	本
	スタンド	個
借 用 者	団体名	
	住 所	
	氏 名	
	連絡先	
備 考		

【留意事項】

- ・のぼり旗の複製，または第三者に譲渡・転貸することは固く禁止します。
- ・借用期間中の損傷・紛失があった場合は，直ちに健康プラザに連絡し，借用者の責任と負担において弁償してください。

返却確認
※健康プラザ記入欄
年 月 日 ()
確認者 印